

税の申告準備は、お早めに



申告相談 2月16日(水)～3月15日(火)

市民税・県民税の申告と所得税の確定申告の相談会を行います。早めに準備して、所定の会場で申告を済ませてください。電話相談を受け付けていますので、必要書類などご不明な点については、相談会場に行く前にご相談ください。

■問い合わせ 税務課市民税係 (☎②10214)

申告が必要な人

- ① 事業所得（営業等・農業による所得）や不動産所得、配当所得、譲渡所得等のある人
- ② 勤務先から「給与支払報告書（源泉徴収票）」が提出されていない給与収入のある人（年の途中で退職して1カ所未満の給与収入のある人）
- ③ 給与所得者で給与以外の所得があった人、または2カ所以上から給与を受けた人
- ④ 給与所得者で年の途中で退職したり、日給で働いているなどの年末調整が済んでいない人（源泉徴収票をもらっていない人）

ない人）、または医療費控除などを受けようとする人

- ⑤ 公的年金等の所得のみで、社会保険料控除・生命保険料控除・扶養控除・医療費控除などを受けようとする人
- ⑥ 寡婦（夫）控除、または障害者控除などの適用を受けようとする人。ただし、その控除が給与で年末調整済みの場合は、申告は不要です。
- ⑦ 非課税証明書が必要な人

※給与所得には、パート・アルバイトの所得も含まれます。

※所得税の確定申告書を提出した人は、市民税・県民税の申告書の提出は不要です。

書」の発行を市役所で受け、ご持参ください。

- ⑤ また、医療費控除の対象となるおむつ代は、最初の年は医師の証明が必要ですが、2年目からは介護保険の主治医意見書により、証明書の発行が市役所でできる場合があります。詳しくは、保険課介護係係（☎②10299）、または各地域局へお問い合わせください。
- ⑥ 生命保険や郵便局の個人年金、生命保険の一時金や損害保険の満期返戻金は掛金等を差し引いた金額がそれぞれ雑所得、一時所得となります。必ず郵便局や保険会社等から送付される「支払調書」等をご持参の上、申告してください。
- ⑦ 市民税で、寄附金の税額控除を受けるには、「寄附金税額控除申告書」に寄附金受領証明書添付して提出してください。申告書は市役所税務課および各地域局、各申告会場に備えています。また、確定申告で寄附金控除の適用（2000円を超える部分）を受ける場合は、市へ申告書

申告にあたってのお願い

を提出する必要はありません。なお、地方公共団体に対する寄附金（ふるさと納税）については、基本控除に加え、5000円を超える部分について一定の限度まで、特例控除が適用されます。

申告会場が込み合うことが予想されますので、次のとおりご協力をお願いします。

- ① 申告書を作成済みで、提出のみの場合は、市役所税務課および各地域局で随時受け付けます（郵送可）。また各申告会場でも受け付けており、この場合は相談の順番待ちの必要はありません。
- ② 税務署から申告書を送付された人および青色申告者は、税務署へ直接提出してください。
- ③ 農業所得のある人は、領収書等を整理し、収入ごと・経費ごとにまとめ、収支内訳書を作成してご持参ください。
- ④ 医療費控除を受けようとする人は、医療を受けた人、医療機関ごとに領収書を分け、あ

申告に必要なもの

- ① 申告用紙（すでにお手持ちの場合）
- ② 印鑑（朱肉を使用するもの）
- ③ 給与・公的年金等の源泉徴収票（扶養親族分もご持参ください）
- ④ 個人年金や生命保険の満期等の受取金額が分かるもの
- ⑤ 所得税が還付される場合は、申告者本人名義の金融機関・口座番号が分かるもの
- ⑥ 事業所得（営業等、農業）不動産所得のある人は、帳簿や通帳、領収書など収入・支出金額が分かるもの
- ⑦ 医療費控除を受けようとする人は、領収書と保険金等で補てんされた金額の明細書
- ⑧ 各種領収書または控除証明書（生命保険料、地震保険料、平成18年末までに契約締結された長期損害保険料、国民年金保険料、国民年金基金掛金、寄附金など）

申告に関する注意事項

- ① 申告用紙は、市役所税務課、
- らかじめ集計しておいてください。また、保険金等で補てんされた金額（高額療養費、出産育児一時金等）があれば同様に整理・集計し、内訳書を作成しておいてください。なお、領収書の日付（平成22年中のもの）を必ずご確認ください。

各地域局、各都市市民センターに備えています（市役所から個人あてに申告書の送付はしていません）。

- ② 申告をしないと、保育園の入園、市営住宅入居の申し込み等の各種申請に必要な所得・課税証明書が発行できない場合があります。
- ③ 国民健康保険および後期高齢者医療制度に加入している人は、申告をしないと国民健康保険料や後期高齢者医療保険料の軽減措置が受けられない場合があります。収入がなかった人および非課税所得（遺族年金・障害年金・失業給付金等）のみの人も申告が必要です。
- ④ 住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）を初めて受けようとする人、または初めて事業所得の申告をしようとする人は、高梁税務署（向町☎②2546）で申告してください。
- ⑤ 介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者控除の対象になる場合があります。事前に「障害者控除対象者認定

ください。

- ⑤ 国民年金保険料、国民年金基金掛金で社会保険料控除を受けようとする場合は、申告書に証明する書類（控除証明書や領収書）の添付が義務付けられていますので、必ずご持参ください。

で

確定申告

【平成22年分の確定申告期限】

所得税・贈与税	3月15日(火)
消費税・地方消費税 (個人事業者)	3月31日(木)

詳しい情報は e-Tax ホームページへ

○申告会場 高梁税務署 2階

○相談時間 午前9時～午後5時

税務署

■問い合わせ 高梁税務署 (☎②2546)